

事務連絡
平成21年4月13日

都道府県 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

介護事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について（情報提供）

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。平成21年4月13日付で、別添1の事務連絡を別添2の介護保険事業関係団体宛に発出いたしました。については、その旨についてご承知おきいただくとともに、貴管内市町村、関係機関等に周知いただくようお願ひいたします。

別添 1

事務連絡

平成21年4月13日

介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省 老健局 総務課
計画課
振興課
老人保健課

介護事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザは、多数の国民の健康・生命に関わり、また、社会・経済活動に甚大な影響を及ぼすことから、国のみならず、地方自治体、企業、関係機関等の国民各層において総合的に対策を講ずることが必要となっています。

我が国では、新型インフルエンザの発生の危険性に対して迅速かつ確実な対策を講ずるため、関係省庁対策会議を中心に「新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）」や「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（以下「事業者等ガイドライン」という。）」を含む「新型インフルエンザガイドライン（フェーズ4以降）」を策定し、全省庁的に取り組んでいるところです。（これらの内容については、内閣官房の新型インフルエンザ対策ホームページ（<http://www.cas.go.jp/influenza/index.html>）参照。）

事業者等ガイドラインにおいては、社会機能の維持に関わる事業者の中で、2か月間事業を停止することにより最低限の国民生活の維持が困難になるおそれのある事業者については、その社会的責任を果たす観点から、社会的に求められる機能を維持するための事業継続の検討が必要とされています。そのため、各事業者において新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが有効であるとされています。介護事業者も社会機能の維持に関わる事業者であり、事業継続の検討が必要とされております。

つきましては、介護事業者における事業継続計画の必要性を御認識いただくとともに、今後、介護事業者の間で事業継続計画の積極的な策定が図られるよう、会員介護事業者に対する啓発・支援を御願いいたします。

また、介護事業者の事業継続計画の策定を支援するため、現在、厚生労働省老健局において、同計画のひな形の作成についても検討しているところであり、検討過程における御協力を御願いいたします。

※ 厚生労働省老健局においては、平成18年3月に「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」を作成し、各介護施設の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策が推進されるよう、周知したところです。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou04/12.html> 参照。)

この手引きについても、今般、行動計画及び各種ガイドラインが改定されたこと等を踏まえ、現在、見直し作業を行うとともに、介護施設以外の介護事業者等に係る新型インフルエンザ対策等の手引きについても、その作成作業に着手しているところであり、今後、情報提供させていただきます。

別添2

- 全国介護事業者協議会
- 全国社会福祉協議会
- 日本在宅介護協会
- 全国ホームヘルパー協議会
- 日本ホームヘルパー協会
- 日本介護支援専門員協会
- 日本福祉用具・生活支援用具協会
- 全国福祉用具専門相談員協会
- 特定施設事業者連絡協議会
- 全国有料老人ホーム協会
- 日本生活協同組合連合会
- 全国農業協同組合中央会
- 市民福祉団体全国協議会
- 全国老人保健施設協会
- 全国老人福祉施設協議会
- 全国認知症グループホーム協会
- 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

- 全国軽費老人ホーム協議会
- 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
- 全国訪問看護事業協会
- 福山通運渋谷長寿健康財団
- 日本医師会（介護保険課）